

発議第2号

コロナ禍で困窮する中小事業者等に対する応援給付金の創設を求める決議

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和3年3月1日提出

提出者 高山市議会議員 中谷省悟

賛成者 高山市議会議員 水門義昭
車戸明良
上嶋希代子
岩垣和彦
渡辺甚一
山腰恵一

コロナ禍で困窮する中小事業者等に対する応援給付金の創設を求める決議

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、観光を主体とする産業構造の本市においては関係する事業者の裾野は広く、観光高山を支える飲食業をはじめ観光関連事業者や対面販売・対面サービスを主とした小売業、サービス業にも多大な影響をもたらしている。

コロナ禍で行政に望まれていることは、市内の産業・経済構造の多角化を通じて、コロナ後のその基盤を強化する方向性を政策としてまとめ上げることであり、そのためには市民ニーズを的確に把握し、行政課題の共有を通じた政策立案に努めることである。

昨年春以降、国・県は、感染拡大への予防策として緊急事態宣言等に伴う飲食店の営業時間短縮を要請し、併せて協力金を交付してきたが、協力金の対象要件から外れた事業者からは不公平感や不満が増大している。その原因は、人の流れが止まったことによる急激な売上の減少と、長引くコロナ禍で先の見通しが立たないことによる将来に対する不安である。

多くの中小事業者等は、事業継続のため融資制度を利用し対応しているものの、日々の売上の目途が立たず、これ以上の返済義務を負う資金調達の意欲さえも喪失している。

そうしたなか、最優先で手当てしなければならないのは、対面販売・対面サービスの展開で観光高山を支えてきた事業者の救済である。現在、国においては「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付について、売上が50%以上減少した事業者を対象に具体化の準備をしているが、最も身近な自治体として、今求められるのは、そうした国の支援の対象からも外れるなど、困窮する事業者に寄り添い応援する姿勢である。

そのため、市独自の中小事業者等に対する応援給付金を創設し、地域の経済や雇用の支えとなってきた事業者の事業継続を支援するよう求める。

以上、決議する。

令和3年3月1日

高山市議会